

【指名・報酬委員会の独立性に関する考え方および役割等について】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、過半数の独立した社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しています。

[当該委員会の役割]

- ・取締役候補者案および監査役候補者案について、検討のうえ取締役会および監査役会に対して推薦します。
- ・最高経営責任者等の選解任案について、検討のうえ取締役会に答申します。
- ・執行役員候補者案について、検討のうえ取締役会に対して推薦します。
- ・取締役候補者および執行役員候補者の検討を通じて、後継者および中核人材の育成計画の進捗状況を確認し、必要に応じて助言あるいは取締役会に報告します。
- ・取締役等の報酬案について、その役割と責務、業績、水準等を勘案のうえ検討し、取締役会に答申します。
- ・監査役の報酬案について、その水準等について検討のうえ、監査役会に対して答申します。